

動物検疫所羽田空港支所交渉
(全農林労働組合東京農政分会)

議 事 要 旨

- 1 開催日時 平成30年1月23日(火) 18:30~18:40 (10分)
- 2 場 所 動物検疫所羽田空港支所研修会議室
- 3 出席者 動物検疫所羽田空港支所
田中 寿一 支所長
// 角田 隆則 次長
// 河本 俊博 東京出張所長
// 瀬戸 秀佳 検疫課長
// 渡邊 康之 庶務課長

全農林労働組合東京農政分会
// 近藤 雅方 書記長
// 本田 省吾 執行委員
// 大川 裕人 執行委員代理
- 4 議 題 全農林労働組合東京農政分会による要求書の提出について
(全農林労働組合東京農政分会提出 別添「要求書」)

5 議事概要

(渡邊庶務課長)

ただ今から、全農林労働組合東京農政分会からの要求に基づく交渉を開始する。
交渉を始めるに当たり、出席者を紹介する。

当局側として、田中支所長、角田次長、河本東京出張所長、瀬戸検疫課長及び本日司会進行を努める庶務課長の渡邊です。

職員団体側として、東京農政分会から近藤書記長、本田執行委員及び大川執行委員代理です。

本日の交渉に先立ち、国家公務員法第108条の5の規定に基づき、平成29年12月8日及び12月10日に実施した予備交渉の段階で取り決めた事項を報告する。

全農林労働組合東京農政分会から提出された要求事項のうち、「新たな労使関係の構築に関する基本方針について」第3の1の(3)に定められた要件を満たし、交渉の対象とする事項は、「I 労働諸条件の改善について」の2とし、その他の事項については、管理運営事項等に該当することから要望事項として整理しているので、これを前提に交渉を行う。なお、交渉に当たり、東京出張所長の同席についてご了承いただき、感謝申し上げます。

(近藤書記長)

本日は時間外のお忙しいところ本交渉に対応していただき感謝申し上げます。委員長が出席できなくなり3名での交渉となることについて了承願いたい。それでは、要求書に対する回答をお願いします。

(田中支所長)

それでは、要求事項Iの2について回答させていただく。

超過勤務については、定時退庁日の促進、管理職による事前命令の徹底等引き続き実効ある縮減対策に取り組む考えである。

(近藤書記長)

ご回答いただき感謝申し上げます。

羽田空港支所の業務量に見合った人員を配置することにより超過勤務の縮減が図られるよう、引き続き、よろしく願います。

(田中支所長)

本日の交渉を踏まえ、引き続き努力してまいりたい。

(渡邊庶務課長)

以上で交渉を終了する。

動物検疫所羽田空港支所長
田中 寿一 殿

全農林労働組合東京農政分会
委員長 泉 尚巳



要 求 書

農林水産省においては、2014年7月に決定された「国の行政機関の機構・定員に関する方針」に基づき、3年目の定員合理化が実施される中で、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく農政改革など重要課題が進められていますが、職場は連年に亘る定員削減により超過勤務は慢性化しており極めて厳しい労働環境にあります。

このような情勢の中にあつて私たちは、当面する課題を整理し、下記のとおり要求事項を取りまとめました。下記の事項は、組合員にとって切実かつ喫緊の課題です。

貴職におかれては、組合員の生活を維持・改善し国民の期待に応える農林水産行政の円滑な推進を図るため、下記事項の実現に向けて最善を尽くすよう要求します。

記

I 労働諸条件の改善について

1. 羽田空港支所として、厳格な勤務時間管理体制を確立し、事前命令の徹底、実効のある超過勤務縮減対策の実施により、超過勤務を縮減すること。
また、超過勤務手当については全額支給すること。
2. 定員削減により人員が減少する中、農林水産施策への確に対応するため、羽田空港支所として既存業務の抜本的かつ実効ある効率化や非常勤職員の雇用などにより、超過勤務の縮減を図ること。
3. 羽田空港支所として、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントを根絶するとともに、実効ある防止策の徹底及び相談員制度の機能化を図ること。
4. 羽田空港支所として、年次休暇や夏季休暇が計画的に取得できるよう啓発を図り、取得しやすい職場環境をつくること。また、諸休暇についても取得しやすい環境整備を図ること。

5. 羽田空港支所として、ワークライフバランスの確保や育児休業及び育児のための短時間勤務が取得しやすい職場環境の整備を図ること。
6. 羽田空港支所として、管理者と職員とのコミュニケーションを大切にし、明るく働きがいのある民主的な職場を確立すること。

II 福利厚生施策の充実について

「農林水産省職員の心の健康づくりのための指針」に基づき、羽田空港支所におけるメンタルヘルス対策の充実・強化を図り、何でも相談できる職場環境づくりを現場管理者が率先して行うこと。

III 新たな人事評価制度について

期首・期末面談にあたっては、評価結果が処遇に活用されることを十分認識し、被評価者への指導・助言を丁寧に行うとともに、日常においてもコミュニケーションを図ること。

以 上